

## 韓国の政府記録保存所を訪ねて

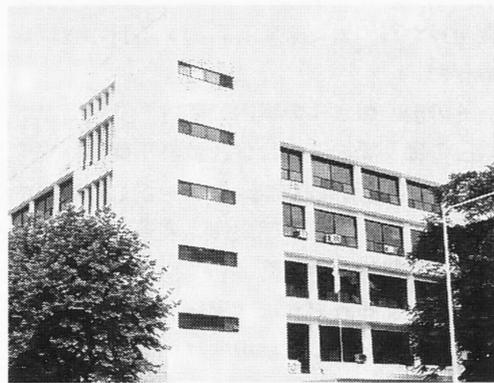
高橋 実

韓国の国立文書館にあたる「政府記録保存所 (Government Archives and Records Service)」を見学したのは、1991年7月2日のことである。

所内を案内してくれたのは、同所の記録管理課司書官である崔京烈 (チェ・キョンヨル) さんである。崔さんは、わが国の文化遺産専門家招聘事業により古文書修復技法や記録保存制度にかんする専門家として招かれ、1991年1月から3月までの2か月間、国立公文書館で共同研究を行った方である。

見学の前日の7月1日の夕方、崔さんと食事をしながら懇談した。そのときの会話で、印象に残ったものに「大地は中国で、木の幹は韓国であり、葉や果実は日本である。つぎに葉や果実は落ちて大地に帰り、それがまた肥料となり芽を出して木が育つ」という崔さんの話がある。この中国、朝鮮、日本三か国が、おたがい密接な関係にあるという考えに、私はまったく同感であった。

翌日の朝、歩いて記録保存所に行くことに



政府記録保存所 (ソウル本所)

した。ソウルの中心部の大通りには横断歩道は少なく、地下鉄とつながっている地下道が多い。ソウル市庁舎前の地下道をくぐって地上に出て、太平路を進み、さらに光化門をめざして道幅の広い世宗路を進んでいった。

大きな建物である世宗文化会館前を過ぎ、前方に光化門 (この門の後にあるのは旧朝鮮総督府の建物、現在は国立中央博物館) があ

り、左手に高層の政府総合庁舎がある交差点を左に折れると、間もなく大統領府(青瓦台)に通じる孝子路の交差点にいたる。

めざす政府記録保存所は、この孝子路の左側にある5階建ての白い建物であった。外観は、普通のオフィスビルである。官庁街にしては静かな環境のなかにあった。

崔さんの案内でまず二階の記録管理課にはいった。課員は総勢で7、8人位にみえた。課長の梁泰鎮さんは、崔さんより日本語が上手な人で、あたたかく迎えてくれ、概括的な説明をしていただいた。

つづいて所長の金吉守さんに紹介された。名刺には「理事官」とある。金所長とはICAのこと、また日本と韓国の文書館事情のことなどが話題にのぼった。私はノテウ大統領の来日演説に関連して日本の文書保存問題や文書の世界的リンケージ問題などについて話した。崔さんより所長室の壁面にかけている1991年度の事業計画パネルの説明があった。この事業計画は、韓国の文書館行政の内容をすることができるものである。お別れする際、金所長から、また来韓を希望する旨の挨拶があった。

その後、崔さんの案内で館内を見学した。階段の踊り場の壁面には、「朝鮮王朝実録史庫変遷」「李王朝実録史庫現況」を示した写真やパネルがあった。李朝史庫の変遷は単純でないが、17世紀前半以降、朝鮮全体で4つの史庫があり、それぞれに「実録」が保存されていた。そのひとつ太白山史庫の写真が、総務処発行の政府記録保存所要覧の表紙に掲載されているものである。この太白山史庫保管の「実録」が、いくどかの變遷を経て、現在政府記録保存所に保存されている。

入り口のスペースでは小展示が行われていた。日帝支配時代のもの、民族独立関係のもの、朝鮮戦争関係の文書や写真などが展示されていた。崔さんに、朝鮮独立運動の主導者の名前を聞かれて答えられず、恥ずかしい思いをした。いかに隣国韓国の歴史に疎いか身に染みて思いしらされた。

つづいて目録作成室を見学した。10数人の人が、刊行物の電算入力作業をしていた。つづいて閲覧室を見たが、見学したときには閲覧者はいなかった。隣のマイクロリーダー室にはリーダープリンターなどの機器類がいくつか置かれていた。広いマイクロ保管庫にはフィルム収納キャビネットが並んでいた。キャビネットのなかにはフィルムがぎっしりつまっていた。室内の空調は24時間運転だそうで、恒温恒湿を保っているそうである。かなり強い空気の循環をとともう空調であった。

展示室を見た。ちょうど企画展示がはじまったばかりのようで、「8. 15解放」から朝鮮戦争、さらに「4. 19革命」にいたる戦後史がテーマであった。こちらも文書記録と写真が主な展示史料であった。

内部の見学がおわり、記録管理課にもどった私は、見学の知見もふくめて改めて崔さんと梁さんのお話を聞かせていただいた。とくに崔さんは、私の訪問のために日本語による「大韓民国政府記録保存所案内」をコンピュータ印字で作成しておいてくれたのには驚いた。用字、用語が違う日本語入力は簡単でないはずであり、まったく感謝のほかはない。

#### 施設および機能の概要

さてここで政府記録保存所(以下、保存所と略称する)の概要について、総務処発行の要覧や、崔さん作成の案内書およびお二人のお話などにもとづき紹介することにした。

保存所の直接の沿革は、1962年5月に開設された内閣事務処の「文書撮影室」にはじまる。そして、1969年8月に総務処の「内部」機関として「政府記録保存所」が設置されたのである。その後、1984年11月、釜山支所が設けられ、現在にいたっている。

保存所についてのいわゆる法的根拠はなく、政府の規定によって管理運営されている。その規定は、「政府記録保存所職制」「政府公文書規定」「報告統制規定」の3つである。保存所の関係者の間では、根拠法規のないことに問題を感じており、「歴史資料保存基本法」と

このような法の検討をはじめたいといっていた。また、機構や機能の充実、拡大を構想しているとのことである。

保存所の主な機能は、韓国政府の文書記録（保存所では記録物と表現している）の収集、分類、加工、保存、閲覧であるという。

保存所の定員総数は124名で、ソウルの本所は47名、釜山支所は77名である。その職員内訳は行政職30名（うち本所20名、支所10名）、司書職11名（6名、5名）、技術職6名（1名、5名）、別職4名（2名、2名）、技能職73名（18名、55名）である。機構および主要業務は右図に示した。

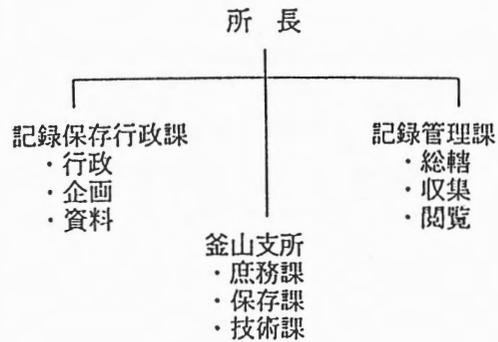
機能は本所と釜山支所で異なり、本所は管理的機能が中心で、研究出版機能ももっている。釜山支所は評価・選別や撮影・保存などの実務的な機能が多い。両所全体でナショナル・アーカイブズの機能をはたしているようである。具体的機能でいえば、本所では「国家記録保存体制総轄」「国家記録物の収集管理」「記録保存制度の研究企画」「外国記録保存機構との協力」「記録物の閲覧」である。さらに本所には、政府行政資料室（各国政府の各種刊行物、最新の国内外の専門図書・資料や各種統計書などを所蔵して、公務員の業務遂行や一般民間人の利用に供している。政府総合庁舎と政府第2庁舎にある。所蔵資料はあわせて約16万余点）の運営も担っている。

釜山支所の具体的機能は「記録物の保存管



釜山支所

### 機構図



理」「マイクロフィルムの撮影」「記録物の消毒、整理、製本」「記録物の閲覧」となっている。釜山支所は、実務的業務が多く、また現物の保存（なお、重要文書の保管は本所で行なっている）およびマイクロフィルム撮影の大半は釜山で行うために、建物の規模は大きく、職員の数も多くなっている。

施設の概要はつぎのとおりである

本所——建物、地上5階。敷地4,089㎡、延べ床面積7,157㎡。特別施設としては恒温・恒湿のマイクロフィルム保管室がある。

釜山支所——建物、地上2階、地下4階。敷地123,235㎡、延べ床面積17,125㎡。特別施設として恒温・恒湿のマイクロフィルム保管庫がある。ガス消火設備のある書庫は20室あり、書架総延長は32km。

釜山の建物は掲載した写真で見ると近代的規模の大きいもののように見え、設備も整っているとのことである。本所の建物は既存の建物を利用したもので、規模も小さく、設備も古くなってきたので新館建設を検討したいということであった。

収集（保存所では収集と表現しているが、実際は主として引継・移管のようである）対象機関は、中央行政機関およびその所属機関と地方行政機関である。収集対象記録物は、永久および準永久保存文書（図面、写真、テープなどをふくむ。なお、韓国の文書保存にはつぎの6段階がある。1年、3年、5年、10

年＝準永久、永久)、大統領決済文書および関連記録物、保存の必要のある秘密文書、そして歴史的価値のある記録物とされている。

その収集(＝移管)の時期であるが、まず永久、準永久文書の場合は、完結後4年間現局で保存したのち保存所へ移管されることになっている。ただし、引き続き活用の必要な文書は協議後、そのまま現局で保管されることである。崔さんらの話によれば、規則上永久、準永久文書はすべて保存所に報告することになっているから、勝手に廃棄することはできないはずである、といていた。もし、規則を無視して勝手に処分すれば規定により処置されるが、これまでそのような事例は一件もないとのことである。大統領関係文書については、6か月単位で保存所へリストでの報告があり、大統領の任期満了後に、保存所へ移管されることになっている。秘密文書は、秘密保護期間満了後、保存する必要があるものは保存所に移管し、保存することになっている。

文書の具体的移管のシステムであるが、まず各現局から記録物作成および保有現況定期報告(年報)が保存所に出され、それにもとづいて保存所では移管計画を作成し、それを各現局に通知し、そのうえで各現局から保存所への移管を実施するのである。なお、現物の記録物の多くはそのまま釜山支所へ送られる。その数は、年間15,000～20,000箱だそうである。

移管を受けた釜山支所では、まず燻蒸消毒を行い、つづいて選択と分類(機関別、年度別、機能別)が行われ、そして加工・撮影され、保存されることになる。必要なものはマイクロフィルムに撮影され、デュープフィルムは二本作成されている。そのうちネガフィルム一本とデュープフィルム一本は釜山に保存され、もう一本のデュープフィルムはソウルに送られるということである。

保存文書記録の現況(1991. 6現在)は、文書(朝鮮時代、日帝時代および政府樹立後の文書)約30万冊、図面(地籍原図、天気図、

設計図等)約170万枚、カード類(人事記録、兵籍記録)約150万枚、視聴覚記録物(写真、切手、録音テープ、映画フィルム等)約10万点、マイクロフィルム(保存用、閲覧用)約15万リールとなっている。

つづいて閲覧であるが、原則としてすべての記録物が閲覧可能であるという。しかし、秘密・対外秘密文書、国家重要政策決定記録物、外交・国防その他国家機密および保安維持に必要な記録物、該当の現局で閲覧制限を要請した記録物、身分および財産関係記録物は閲覧の制限を受けるそうである。

閲覧の方法は現物閲覧でなく、特別の場合以外、デュープフィルムによる閲覧で、フィルムからの複写サービスがある(枚数が多くなれば単価は高くなるとのこと)。

閲覧利用者では、やはり政府関係者が多く、歴史資料として利用するのは近現代史の研究者であるという。外国の利用者は少ないらしい。実際の閲覧で利用の多い記録物は土地関係とのことである。

#### 国内活動

韓国には、国内の記録保存対策について協議し、密接な協力体制を維持することを目的に、1984年に記録保存協議会が結成された。構成機関は、国史編纂委員会、韓国精神文化研究院、国会図書館、ソウル大図書館、国立中央図書館、国立中央博物館、戦史編纂委員会、国立映画製作所、そして政府記録保存所である。記録保存の重要性の啓発と、記録保存実務の訓練のために毎年一回、研修会を開いている。そのほか、展示会や学術セミナーを開催し、記録保存の普及と記録保存についての問題点および展望について論議を行っているとのことである。

保存所の刊行物には、機関誌『記録保存』(年刊)、各国記録保存制度現況集(不定期)、収集記録物の総目録集(年刊)、所蔵行政資料目録集(年刊)、行政資料速報(隔月刊)などがある。

#### 国際協力

保存所は、1979年に国際文書館評議会(ICA

韓国では国際記録保存機構と表現)に加入し、以後、総会や円卓会議に参加している。

1983年には、アジア歴史資料案内地域調整委員会に加入し、各次会议に参加し、英文の案内書などを発刊している。

さらに1983年、韓国・インド間の文化交流計画が締結され、これまで二回、両国記録保存家の交換が行われている。

崔さん、梁さん両氏の話によれば、保存所をたずねてきた日本人は私をはじめのようなものである。それにもかかわらず、韓国語のまったくわからない私に懇切丁寧に説明していただき、また所内を案内していただいた。金所長や崔さん、梁さんのお二人をはじめ保存所の皆さんに深謝の意を表したい。

別れ際、崔さんは、これから手紙のやりとりや刊行物の交換を行いたいといわれた。こういう実務的交流は大事なことであると思う。正面玄関前で崔さんと記念写真を撮った。

崔さんと握手して別れた。今度はじめて

会った人とは思えなかった。少し歩き、秋史路でタクシーをひろって金浦空港にむかい、さわやかな夏のソウルを離れた。私にとって韓国は「近くて遠い国」から少し「親しき隣国」になったと実感した。

今回の訪問は事前の準備が不十分で、しかも韓国について基礎知識がないままでの訪問であり、単なる見学に過ぎないものにおわってしまった。そのためこの報告は全くの概要にとどまっている。不明な点や疑問のところは、ぜひつぎの訪問者が明らかにしてほしいものである。そのための資料になれば幸いである。

なお今回の訪問にあたり、国立公文書館の小川千代子さんに仲介の労をとっていただいた。またこの報告を書くにあたり東京都公文書館の畑中佳子さんの協力をえた。記して深謝の意を表する。

たかはし みのる・茨城県立歴史館